

企画・制作＝日本農業新聞 広告部

確定申告特集

令和5年分の所得税などの確定申告は令和6年2月16日(金)から3月15日(金)までに、消費税の確定申告は4月1日(月)までに行うことになります。本企画では農業所得を計算する上での注意点をほか、電子帳簿保存法や、インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応などをランドマーク税理士法人代表税理士の清田幸弘先生に解説していただきました。

令和5年分の確定申告での注意点

農業収入について

市場などの仕切書を販売方法ごとにそろえて、漏れのないよう注意しましょう。軒先販売分、家事消費分、国などからの各種補助金(一部を除く)も収入に計上します。

費用について

修繕費のうち価値を高めた耐久性を増したりする部分の支出は、資本的支出として固定資産に計上します。器具備品などの購入は、使用する1組で10万円以上かつ使用可能期間1年以上のものは原則固定資産に計上しますが、20万円未満のものは3年で均等償却可能ですし、青色申告の中小事業者の場合、取得価額30万円未満のものは全額(年300万円を限度)を経費計上可能です。固定資産税・水道光熱費・通信費などは事業用部分のみが経費計上できます。

青色申告特別控除

要件により左表の3種類があります。

区分	要件	令和2年1月以降
(1)	● 損益計算書の作成 ● 貸借対照表の作成	55万円
(2)	● (1)に加え、「①e-Taxによる電子申告」または「②電子帳簿保存の要件を満たしている(注)」のいずれかに該当	65万円
(3)	● 損益計算書の作成 ● 貸借対照表は不要(青色申告の簡易な方式)	10万円

(注) 令和4年分から改正電子帳簿保存法による「優良な電子帳簿」の要件を満たすこと等が要件となりました。

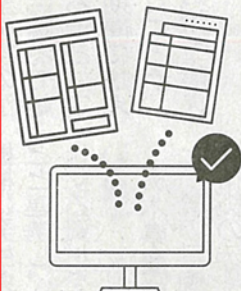
電子帳簿保存法の対応

電子帳簿保存の特例は以下の3つに分けて考えましょう。

① 電子帳簿保存(任意)

電子的に自己が作成した帳簿・書類(請求書・領収書など)の保存義務を原則の紙保存に代えて、データのまま保存できる特例の要件が緩和されました。一般の電子帳簿については、

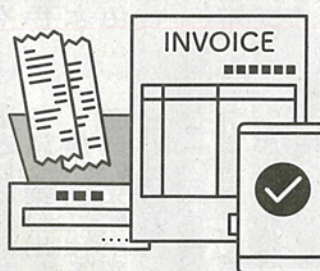
- ① モニター、システムの操作説明書を備え付ける。
 - ② 調査の際にデータのダウンロードの求めに応じることができるようになっている。
- この2点を要件とし、届出なしで適用可能となりました。(複式簿記に限る)



電子帳簿等保存

② スキャナ保存(任意)

紙で受領、または発行した領収書などは、
① タイムスタンプを付与して
いるか、保存時刻と履歴が残るシステムなどで保存。
② 日付・金額・取引先により検索可能。これらの要件を満たせばスキャナで画像データとして保存し、保存後すぐに紙を破棄してよいことになりました。



スキャナ保存

③ 電子取引保存(義務化)

請求書・領収書などを電子データとして送付・受領した場合には、そのデータを一定の要件を満たした形で保存することが必要です。

電子帳簿保存法 インボイス制度

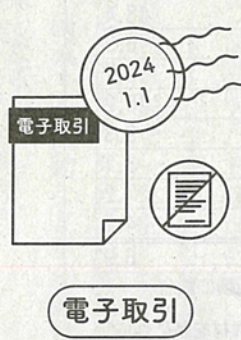


インボイス制度(適格請求書等保存方式)への対応

令和5年10月1日からのインボイス制度開始に伴い、消費税の免税事業者が、同日から12月31日までの間にインボイス発行事業者の登録を受けた場合には、令和5年度の消費税の申告が必要になります。

消費税の課税事業者が売上に係る消費税額から仕入などに係る消費税額を控除した額を納税する「仕入税額控除」を行うためには、インボイスの保存が必要です。仕入先等が課税事業者かどうかを確認するようにしましょう。

インボイス制度開始を機に、発行事業者登録を受けて消費税免税事業者から課税事業者になった事業者について、3年間、納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができの特例(2割特例)が設けられました。ただし、本則課税や簡易課税制度を適用したほうが、2割特例を適用するよりも有利な場合がありますので、注意してください。



2期前)の売上が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求めに対応できる場合には、この検索機能の確保は不要です。

簿記がわからなくても
すぐに使える!

農家さま向け 会計ソフト

らくらく
青色申告
農業版



らくらく青色申告農業版
8,800円 (税込)

インボイス制度に対応

- ✓ はじめての方も損益計算書・貸借対照表がスムーズに
- ✓ 農業所得専用ソフトだから難しい設定がいらない

まずは 無料体験 /

らくらく農業版

株式会社 セーブ

0235-24-7388

aoshin.jp

〒997-0804 山形県鶴岡市斎藤川原字間々下 116-1

トピック

農業経営収入保険

収入保険は農業保険法に基づく農業者のセーフティーネットです。公的な保険制度のため、保険料などの50%、積立金の75%を国庫が負担しています。自然災害による収量減少や価格低下だけでなく、災害で作付不能、病気やけがで農作業ができないなど、農業者の経営努力では避けられないアクシデントによる収入減少全般が補償の対象です。近年、頻発する異常気象や農産物価格の下落にも備えることができます。

3月15日までに「青色申告承認申請書」を提出し、令和6年から青色申告を始めれば、令和7年から収入保険に加入できます。詳しくは最寄りの農業共済組合(NOSAI)へお問い合わせください。

全国農業共済組合連合会 監修

